

「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック



「工期に関する基準」や
適正工期のあり方について
受注者や発注者の皆様へ
わかりやすく解説しています。



適正工期確保ガイドブック



解説動画の掲載先QRコード



※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。

適正な工期設定はなぜ必要？

- 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします



「著しく短い工期による工事契約」 建設業法で禁止されています！

長時間労働が前提の工事契約は法律違反に繋がるおそれ

工事の発注者

- ①長時間労働を前提と



工事を受注する建設企業

- した工事請負契約の締結

- ②労働基準法の
時間外労働規制に
違反した場合

- ③建設業法の「著しく短い工期の禁止」に違反

著しく短い工期の禁止に違反した工事発注者には、建設業許可部局が行政指導を実施し、発注者名等を公表する場合があります

工事の発注者と受注する建設企業の双方が建設業法違反となります

(違反した建設企業は許可行政庁による指導監督の対象となります。)

建設業法 第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。 (※)

※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。（2025年12月までに施行予定）



～ 民間工事発注者のみなさま ～

建設業界の

“働き方改革” に ご協力をお願いします！



建設業界における**担い手不足**は深刻な問題です。
未来の担い手を確保するために、皆様のご協力をお願いします。

— 働き方改革のために建設業界と行政が取り組んでいること —

① 週休2日の推進

心身の充実により意欲と生産性の向上へ

② 適正な工期の設定

長時間労働の解消、安全性の確保へ

③ 業務効率化・デジタル活用

ICTを取り入れ作業の積極的な省力化

④ 職場環境の改善

休憩所、トイレ、夏場の熱中症対策の徹底

⑤ 人材育成とスキルアップ

取得資格支援、研修によりスキルアップのサポート

⑥ 書類削減、簡素化

書類作成、管理に要する時間・コストを削減

皆様の大切な施設を“つくり”、“まもる”建設業界が
これからの未来もその役割を果たすために必要な取り組みです！

～持続可能な建設産業を目指して～



週休2日確保のお願い



建設業で働く人たちを取り巻く状況

建設業就業者数
(平成9年との比較)

202万人減

29歳以下の
建設業就業者数

11.6%

建設工事全体での
週休2日取得率

3割未満

建設業の担い手を確保するためにも働き方改革が必要です！



どうして建設業の働き方改革が必要なの？

インフラ施設等は、施工完了後も維持管理などのメンテナンス工事の必要が生じますが、その工事も建設企業が担います。

建設業の働き方改革は、安定的に担い手が確保されて、皆様の大切な施設の施工、また維持・管理を担うパートナーとして、建設業が持続的に活動していくためにも、週休2日などの休日の確保は必要不可欠な取り組みです。



週休2日などの休日の確保、猛暑などの天候や施工環境を考慮した、適正な工期の設定にご理解、ご協力をお願いします！

建設業の担い手確保に向けて、関東地方整備局、都県・政令市、建設業団体は、週休2日の推進と魅力などの効果的なPRを連携した取り組みを進めています！

■関東地方整備局

■都県・政令市

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

■建設業団体(14団体)

(一社)日本建設業連合会関東支部 (一社)茨城県建設業協会 (一社)栃木県建設業協会
(一社)群馬県建設業協会 (一社)埼玉県建設業協会 (一社)千葉県建設業協会
(一社)東京建設業協会 (一社)神奈川県建設業協会 (一社)山梨県建設業協会
(一社)長野県建設業協会 (一社)東京都中小建設業協会、神奈川県中小建設業協会
(一社)横浜建設業協会 建設産業専門団体関東地区連合会

建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について

地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり持続的に発展し、地域の安全安心や経済成長を将来にわたって担うことができるよう、担い手の確保に向けて、**関東地方整備局、都県・政令市、関東甲信地域の建設業団体**が、担い手3法（建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律）の趣旨を踏まえ、連携した取り組みを進めています。

建設業の週休2日の推進、魅力などの効果的なPRについて、関東地方整備局、都県・政令市、建設業団体が連携した取り組み方針を申し合わせました。



令和7年6月6日 第2回 関東甲信地域における建設業の担い手確保に関する意見交換会

建設業の就業者数の状況と労働環境

建設業の就業者数は減少傾向となっている中、交代制勤務などの実施が困難な企業が多く、全産業平均に比べて出勤日数が多く、労働時間が長くなる傾向となっているため、建設業就業者は休日を十分に取れていない状況です。

建設業就業者数 (平成9年と令和5年の比較)

202万人減



総務省「労働力調査」を基に 国土交通省で算出

建設業の年間実労働時間 (令和5年の全産業との比較)

62時間長い



厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設工事全体における 週休2日の取得状況

3割未満



国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」（令和6年公表）より

“建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休2日の推進

魅力ある労働環境の実現に向けて、建設業に従事するすべての者が柔軟な働き方ができるよう留意することを前提とし、週休2日の取組を推進しています。

関東地方整備局、都県・政令市は自ら発注する全ての公共工事において週休2日工事の実現に向けて、猛暑や雪などの天候や施工環境を考慮した柔軟な働き方ができるよう、建設業界と連携した取り組みを推進しています。



国土交通省作成
適正工期確保ガイドブック



関東地方整備局HP
週休2日チャレンジサイト



千葉市HP
週休2日制チャレンジ工事看板

また、建設業界においても、元請企業から下請企業までが週休2日をはじめとした、休日の確保や柔軟な働き方ができるよう、連携した取り組みや周知を推進しています。



(一社)日本建設業連合会
週休2日推進ロゴマーク



土日一斉閉所キャラクター
やすみん



(一社)群馬県建設業協会
4週8休PRポスター

建設業の週休2日は、公共工事のみならず、全ての工事で取り組んでいく必要があります。関東地方整備局、都県・政令市、建設業団体は、区市町村発注工事や民間工事における週休2日の推進に向けて、区市町村・関係団体へ要請を行うと共に、公的資金の補助を受けた事業者に対する周知・啓発を行っています。



労働局主催の民間発注団体が参加する会議にて
関東地方整備局より適正な工期設定を周知



関東地方整備局と1都8県建設業許可部局による
適正な工期設定を周知するリーフレット

建設業の魅力や意義を多くの方に効果的に情報を発信するため、産・学・官が連携し、各者が有する知識・設備・現場等を最大限に活用し、これまでの取組をより発展的に推進しています。

建設業界は職業体験会や現場見学会、小・中・高などの学校での出前授業の実施、HPやSNSを活用した情報発信を通じて、建設業の魅力発信に努めています。



(一社) 茨城県建設業協会
親子見学会



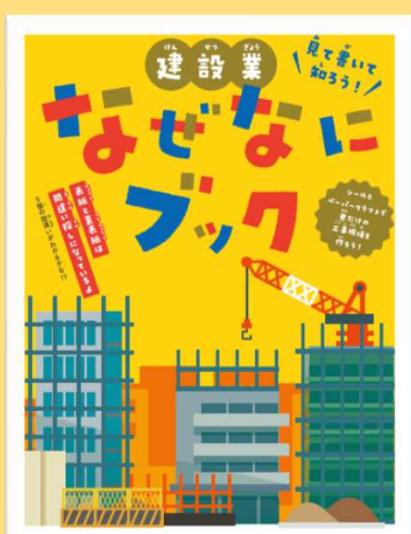
(一社) 栃木県建設業協会
建 F E S G O ! (お仕事体験会)



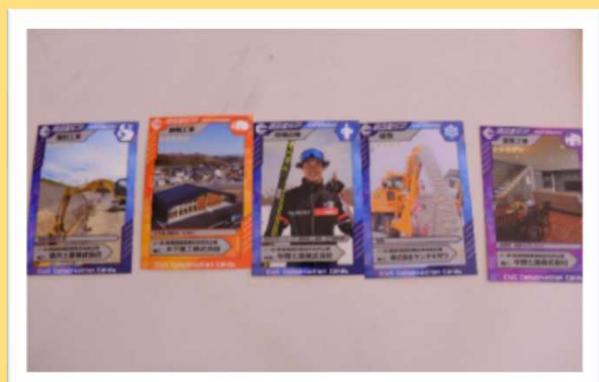
(一社) 山梨県建設業協会
小学校における出前授業



(一社) 千葉県建設業協会
ショッピングモール内、仕事体験テーマパーク
へのブース出展



(一社) 東京建設業協会
小学生へ向けた建設業のお仕事紹介冊子



(一社) 長野県建設業協会
「建設カード」によるお仕事紹介

建設業は新たなインフラ整備はもちろんのこと、今あるインフラの維持・管理、また、災害時の応急復旧を担う産業として、地域の安心安全や経済成長を支えています。



(一社) 神奈川県建設業協会の災害復旧対応



(一社) 埼玉県建設業協会の災害復旧対応

建設業の休日確保や魅力発信は、新たな担い手確保のための取り組みであり、建設工事に関わる全ての方々と共に理解のもとに進めていくことが重要です。

関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会 構成員

■関東地方整備局

■都県・政令市

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

■建設業団体（14団体）

(一社) 日本建設業連合会関東支部、(一社) 茨城県建設業協会、
(一社) 栃木県建設業協会、(一社) 群馬県建設業協会、(一社) 埼玉県建設業協会、
(一社) 千葉県建設業協会、(一社) 東京建設業協会、(一社) 神奈川県建設業協会、
(一社) 山梨県建設業協会、(一社) 長野県建設業協会、
(一社) 東京都中小建設業協会、神奈川県中小建設業協会、(一社) 横浜建設業協会、
建設産業専門団体関東地区連合会

建設業の担い手確保の取組にご理解・ご協力をお願いします！



関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会HP





建設業法の改正に伴い

建設工事の契約前後のルールが変わります！

【3つの新ルール】

新ルール

①

契約 前

契約の変更方法を明確化

(建設業法 第19条)



契約書に「契約の変更方法」に関する条項を明記する必要があります。



契約書（例）

第〇条 請負代金の変更方法

- 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の変更を請求できる。
 - 変更額は、協議して定める。
- 協議に当たっては、工事に係る価格等の変更の内容その他の事情を考慮する。

変更条項の削除は
法律違反！

契約書の作成は「建設工事標準請負契約約款」を
活用しましょう！



国土交通省HP



資材高騰や労務の供給不足等の影響で、
価格や工期の変更が必要になるかも…



裏面へ

新ルール
②

契約 前

“おそれ情報”の通知義務

(建設業法 第20条の2第2項)



受注者は資材高騰等に伴う価格や工期の変更などのリスクに関する“おそれ情報”を注文者へ通知する必要があります。



おそれ情報の客観的な裏付け資料

- ・メディア記事や資材業者の記者発表
- ・公的主体や業界団体などの統計資料 など

新ルール
③

契約 後

誠実な協議に努める義務

(建設業法 第20条の2第3項及び第4項)

→ 資材高騰等が顕在化した際、受注者は変更協議の申し出ができ、
注文者は誠実に協議に応じる努力義務^(※)があります。※ 公共発注者は義務



誠実協議の努力義務に反する行為

- ・協議の開始を正当な理由なく拒絶する
- ・主張を一方的に否定した協議打ち切り など



おそれ情報の事前通知をしなかった事象が契約締結後に生じた場合は？



注文者は通知していた場合に準じて、誠実に対応する必要があります。



「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を
踏まえた協議を行いましょう！



公正取引委員会HP



運用の詳細は、建設業法令遵守ガイドライン
を参照ください



国土交通省HP

みんなで目指そう！新たな商習慣の定着！

